

# ■ 平成 31 年度

## ■ 償却資産（固定資産税）

### ■ 申告の手引き

市税につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、償却資産（固定資産税）の申告時期が近づいてまいりましたので、この「申告の手引き」に基づき申告書を作成のうえ、ご提出をお願いします。

「しあま市税務課」



#### ■ 申告期限

**平成 31 年 1 月 4 日（金）～1 月 31 日（木）**

※期限間近になりますと窓口が大変混雑します。早期提出のご協力をお願いします。

#### ■ 提出・お問い合わせ

糸満市税務課 資産税係 償却資産担当  
（糸満市役所 2 階 25 番窓口）

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで  
※土・日・祝日を除きます。

〒901-0392

沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

（電 話）098-840-8128

（F A X）098-840-8153



I 償却資産とは	2
1. 償却資産とは / 2. 業種別の主な償却資産 / 3. 固定資産税と国税の主な違い	
II 償却資産の申告について	4
1. 申告していただく方 / 2. 提出していただく資料 / 3. マイナンバーの記載について	
4. 事業所の名称等が変更になった場合 / 5. 電算処理で申告される方 / 6. eltax の活用について	
III 非課税、課税標準の特例について	6
1. 非課税となる償却資産 / 2. 課税標準の特例を受ける償却資産	
IV 税額等の算出方法	8
1. 評価額の算出方法 / 2. 課税標準額の算出方法 / 3. 税額の算出方法	
V 償却資産申告書の記入例	10

# I 償却資産とは

## 1. 償却資産とは

糸満市内に土地及び家屋以外の事業用資産（償却資産）を所有している法人又は個人は、地方税法 383 条に基づき、毎年 1 月 1 日現在における所有資産を申告していただくことになっています。

### (1) 申告が必要な資産

毎年 1 月 1 日現在、事業の用に供することができる資産で、次に該当するものです。なお「事業の用に供することができる状態にある場合」を含みます。

- ① 税務会計上、減価償却の対象となる有形固定資産（家屋で評価する資産を除きます）
- ② 遊休、未稼働の資産（維持補修が行われている資産）
- ③ 建設仮勘定で経理されている資産
- ④ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、事業の用に供しえるもの）
- ⑤ 償却済資産（減価償却が終了し備忘価額となっている資産）
- ⑥ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得として本体とは区分してください。）
- ⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、損金算入又は特別償却（即時償却）をしている資産
  - ・ 中小企業者等の小額資産（30 万円未満）の損金算入の特例適用資産
  - ・ 生産性向上設備投資促進税制適用資産等

資産の種類		主な償却資産の例示
1 種	構築物	舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設の外構工事、看板（広告塔等）、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、簡易な建物（プレハブ等）で基礎がない等家屋として課税されていない建物、テナント等の家屋に付加された建築設備・内装
2 種	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、土木建設機械（クレーン、パワーショベル等）、機械式駐車場設備、太陽光発電システム
3 種	船舶	客船、ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4 種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車、台車、構内運搬車など（車両ナンバーが「0、00から09及び000から009」「9、90から99及び900から999」のもの） ※自動車税、軽自動車税の課税対象になっている自動車を除きます。
6 種	工具、器具及び備品	パソコン、ロッカー、応接セット、レジスター、自動販売機、医療機器、冷暖房機、看板（ネオンサイン）、理容及び美容機器等

## (2) 申告の必要がない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権（のれん）、商票権、特許権等）
- ③ 繰延資産（創立費、開業費、開発費等）
- ④ 棚御資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし、観賞用、興行用の生物は申告の対象です。）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等（古美術品、1点百万円以上のもの等）
- ⑦ 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（法人で、固定資産に計上した場合は申告対象です。）
- ⑧ 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3間で一括償却しているもの
- ⑨ 法人税法第64条第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

## (3) リース資産の取り扱い

リース資産については、その契約内容により、資産を貸している賃貸人が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をおこなっている賃借人が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
賃貸借契約によるリース資産	申告不要	資産の所在する市町村へ申告が必要
売買にあたるようなリース資産	自己の資産として申告が必要	申告不要

※一般的な取り扱いであり、賃貸借の契約内容等により異なる場合があります。

## 2. 固定資産税と国税との主な違い

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる)	建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却の制度(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却の制度(所得税、法人税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

### 3. 業種別の主な償却資産

共 通	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、プリンタ、タイムレコーダー、コピー機、テレビ、看板（ネオンサイン）エアコン等
小 売 業	ショーウインド、陳列ケース、自動販売機、間仕切り等
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、レジスター、放送設備、カラオケ機器、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房設備等
工場・作業所	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、看板、金型、給排水設、備構内舗装、門、塀溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
建 設 業	ブロックゲージ、トランスショッパー、ポンプ、発電機、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸気、ドライヤー、レジスター、ネオンサイン等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス、ミシン等
病院・診療所	ベッド、手術台、各種医療用機器、レジスター、厨房、椅子等
不動産賃貸業 ビル・アパート	受変電設備、自家発電等の電気設備、屋外の給排水ガス設備、舗装路面、門、塀、庭園、植込み、広告設備、通信放送機器中央監視制御装置、消火器、太陽光発電設備等
給油所	洗車機、ガソリン軽量機、防壁、地下タンク等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、駐車料金自動計算装置機械式駐車設備等

## II 償却資産の申告について

### 1. 申告していただく方

糸満市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産を所有している法人及び個人は、地方税法第 383 条に基づき毎年 1 月 1 日現在における所有資産を申告していただくことになっています。

### 2. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

償却資産申告書の「個人番号又は法人番号」欄に、個人の場合は 12 桁の個人番号を、法人の場合は 13 桁の法人番号を記入してください。また、申告の際には、次の書類を添付してください。

（注）法人番号を記入した申告書を提出する場合、確認書類の添付は不要です。

（注）申告書の「控用」には、個人番号を記入しないでください。

（注）確認資料を郵送する場合は、委任状等代理権を証する書類を除き、原本ではなくコピー（写し）を送付してください。

**(1) 本人が申告書を提出する場合**

「個人番号カード」をお持ちの人・・・「個人番号カード」のみ  
「個人番号カード」をお持ちでない人・・・以下①と②の両方

- ① 運転免許証、健康保険証など
- ② 通知カードまたは個人番号を記載した住民票

**(2) 代理人が申告書を提出する場合**

以下①～③のすべて。

- ① 申告者の個人番号カード、通知カード、個人番号を記載した住民票のうち1通（いずれもコピー可）
- ② 代理人の個人番号カード、運転免許証、健康保険証など
- ③ 委任状、税務代理権限証書など代理権を証する書類

**3. 提出していただく書類**

**(1) はじめて申告される方** → 全ての償却資産を申告してください。

申告対象者	① 平成30年1月2日以降に糸満市内で事業を開始された方 ② 今回初めて償却資産申告書が送られてきた方 ③ ①・②以外で糸満市へ全資産申告を行っている方
申告する資産	平成31年1月1日現在、糸満市内に所有し事業の用に供することができる全償却資産
提出する書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	所有資産がない場合でも申告書の「18 備考欄」にその旨（例：該当資産なし）記載の上、申告書を提出して下さい。

**(2) 前年度までに申告されている方** → 資産の増減を申告してください。

申告対象者	前年度(平成30年度)までに申告された方
申告する資産	① 平成30年1月2日～平成31年1月1日までに増加又は減少した資産 ② 平成30年1月1日以前に取得した資産で申告もれ等があった資産
提出する書類	① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） ② 種類別明細書（増加資産・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）
その他	資産に増減がない場合、所有資産がなくなった場合、廃業・解散等の場合でも、申告書の「18 備考欄」にその旨（営業譲渡の場合は、譲渡法人も記載）記載の上、申告書を提出して下さい。

#### 4. 事業所等（資産）の所在地、住所、氏名又は名称が変更になった方

変更前の事業所等（資産）の所在地、住所、氏名又は名称及び変更年月日を申告書の「18 備考欄」に記載して下さい。

#### 5. 電算処理で申告される方

##### (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

- ・全国的に統一された様式にあわせて申告をお願いします。（用紙はA4サイズ）
- ・記載例を参照し、申告漏れがないようにお願いします。

##### (2) 種類別明細書（全資産用）

- ・資産の種類ごとに区分し、それぞれの価格等の記載もお願いします。
- ・評価計算等の償却可能限度額は取得価格の100分の5までとして下さい。

#### 6. の活用について

eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAXを利用するには、最初に一般社団法人地方税電子化協議会へ利用届出をする必要があります。詳しくは下記ホームページで手続きを行ってください。

eLTAXホームページ：<http://www.eltax.jp>

### Ⅲ 非課税・課税標準の特例等

#### 1. 非課税となる償却資産

地方税法第348条等に規定する一定の要件（例：社会福祉法人等が運営する社会福祉施設等）を備える償却資産については、固定資産税が課税されません。このような資産を所有されている方は、税務課まで問い合わせを行った上で「固定資産税非課税規定の適用申告書」の提出を行ってください。

ただし、非課税資産を賃貸している場合には対象外となります。また、非課税規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者については、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出が必要となります。

#### 2. 課税標準の特例を受ける償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定等により、次ページに掲げる償却資産（抜粋）については課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有されている方は「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、添付書類と一緒に提出してください。

下表は一部について示したもので、すべてを記載してはいません。また、地方税法の改正により内容が変更されることがあります。詳細については、お問い合わせください。

<課税標準の特例が適用される主な償却資産>

特例対象設備	取得期間	課税標準の 軽減率	適用条項	添付書類
ガス事業用資産	H29. 4. 1 ～	1/3 最初 5 年 2/3 次の 5 年	第 349 条の 3 第 3 項	ガス事業法に基 づく許可の(写)
内航船舶	-	1/2 無期限	第 349 条の 3 第 6 項	船舶原簿、船舶 票及び登録票等 の写し
汚水又は廃液の処理施設	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	1/2 無期限	法附則第 15 条 第 2 項第 1 号	・特定施設設置 届出書の(写) ・当該届出に係 る受理書の写し
指定物質排出抑制施設	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	1/2 無期限	法附則第 15 条 第 2 項第 2 号	
特定有害物質の排出また は飛散の抑制施設	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	1/2 無期限	法附則第 15 条 第 2 項第 3 号	
下水道除害施設	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	3/4 無期限	法附則第 15 条 第 2 項第 6 号	除害施設設置届 出書の(写)
再生可能エネルギー事業 者支援事業費補助金を 受けた太陽光発電設備  ※風力発電・水力発電・地熱発 電・バイオマス発電設備につい てはお問い合わせください。	H30. 4. 1 ～ H32. 3. 31	発電出力 1,000KW 未満 2/3・3 年度	法附則第 15 条 第 32 項第 1 号イ	再生可能エネル ギー事業者支援 事業費補助金交 付決定通知書の (写)
		発電出力 1,000KW 以上 3/4・3 年度	法附則第 15 条 第 32 項第 2 号イ	
家庭的保育事	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 28 項	・各事業の用に 供していること がわかる書類 ・事業実施の許 認可証・建物図 面等
居宅訪問型保育事業	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 29 項	
事業所内保育事業	H29. 4. 1 以降 から対象	1/2 無期限	法第 349 条の 3 第 30 項	
中小企業者の導入する生 産性向上に資する先端設 備	H30. 6. 6 ～ H33. 3. 31	0 (ゼロ) 3 年度分	法附則第 15 条 第 47 項	・工業会等によ る証明書の写し 等
中小事業者等が新規に取 得した経営力向上に資す る機械及び装置	H29. 4. 1 ～ H31. 3. 31	1/2 3 年度分	法附則第 15 条 第 43 項	計画の申請書及 び認定書の (写) 仕様書等証明書 の(写)等

## IV 税額等の算出方法について

### 1. 評価額の算出方法

償却資産の評価に際しては、取得時期、取得価格及び耐用年数をもとに、それぞれの資産の評価額を次のように求めます。A及びBは、それぞれの資産の耐用年数に対応する「減価残存率」を表します。減価残存率は、減価率（法人及び取得税の「旧定率法」で使用される償却率に相当）をもとに算定されています。

- ・前年中に取得した資産の評価額                      = 取得価額×A
- ・前年前に取得した資産の評価額                      = 取得価額×A×B
- ・上記の1年前に取得した資産の評価額                = 取得価額×A×B×B
- ⋮
- ⋮
- ⋮

**減 価 残 存 率 表**

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得：A	前年前取得：B			前年中取得：A	前年前取得：B			前年中取得：A	前年前取得：B
		$1-r/2$	$1-r$			$1-r/2$	$1-r$			$1-r/2$	$1-r$
2	0.684	0.658	0.316	35	0.064	0.968	0.936	68	0.033	0.983	0.967
3	0.536	0.732	0.464	36	0.062	0.969	0.938	69	0.033	0.983	0.967
4	0.438	0.781	0.562	37	0.060	0.970	0.940	70	0.032	0.984	0.968
5	0.369	0.815	0.631	38	0.059	0.970	0.941	71	0.032	0.984	0.968
6	0.319	0.840	0.681	39	0.057	0.971	0.943	72	0.032	0.984	0.968
7	0.280	0.860	0.720	40	0.056	0.972	0.944	73	0.031	0.984	0.969
8	0.250	0.875	0.750	41	0.055	0.972	0.945	74	0.031	0.984	0.969
9	0.226	0.887	0.774	42	0.053	0.973	0.947	75	0.030	0.985	0.970
10	0.206	0.897	0.794	43	0.052	0.974	0.948	76	0.030	0.985	0.970
11	0.189	0.905	0.811	44	0.051	0.974	0.949	77	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	45	0.050	0.975	0.950	78	0.029	0.985	0.971
13	0.162	0.919	0.838	46	0.049	0.975	0.951	79	0.029	0.985	0.971
14	0.152	0.924	0.848	47	0.048	0.976	0.952	80	0.028	0.986	0.972
15	0.142	0.929	0.858	48	0.047	0.976	0.953	81	0.028	0.986	0.972
16	0.134	0.933	0.866	49	0.046	0.977	0.954	82	0.028	0.986	0.972
17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955	83	0.027	0.986	0.973
18	0.120	0.940	0.880	51	0.044	0.978	0.956	84	0.027	0.986	0.973
19	0.114	0.943	0.886	52	0.043	0.978	0.957	85	0.026	0.987	0.974
20	0.109	0.945	0.891	53	0.043	0.978	0.957	86	0.026	0.987	0.974
21	0.104	0.948	0.896	54	0.042	0.979	0.958	87	0.026	0.987	0.974
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959	88	0.026	0.987	0.974
23	0.095	0.952	0.905	56	0.040	0.980	0.960	89	0.026	0.987	0.974
24	0.092	0.954	0.908	57	0.040	0.980	0.960	90	0.025	0.987	0.975
25	0.088	0.956	0.912	58	0.039	0.980	0.961	91	0.025	0.987	0.975
26	0.085	0.957	0.915	59	0.038	0.981	0.962	92	0.025	0.987	0.975
27	0.082	0.959	0.918	60	0.038	0.981	0.962	93	0.025	0.987	0.975
28	0.079	0.960	0.921	61	0.037	0.981	0.963	94	0.024	0.988	0.976
29	0.076	0.962	0.924	62	0.036	0.982	0.964	95	0.024	0.988	0.976
30	0.074	0.963	0.926	63	0.036	0.982	0.964	96	0.024	0.988	0.976
31	0.072	0.964	0.928	64	0.035	0.982	0.965	97	0.023	0.988	0.977
32	0.069	0.965	0.931	65	0.035	0.982	0.965	98	0.023	0.988	0.977
33	0.067	0.966	0.933	66	0.034	0.983	0.966	99	0.023	0.988	0.977
34	0.066	0.967	0.934	67	0.034	0.983	0.966	100	0.023	0.988	0.977



## 2. 課税標準額の算出方法

各資産の評価額の合計額が課税標準額となります。課税標準額の特例（7ページ）の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

## 3. 税額の算出方法

課税標準額（各資産の評価額の合計額）に基づき、税額を算出します。

$$\text{課税標準額(1,000円未満切捨)} \times 1.4\%(\text{税率}) = \text{税額(100円未満切捨)}$$

※課税標準額が150万円に満たない場合は、課税は免除されます。課税免除の判定は市で行ないますので150万円未満の方も、必ず申告が必要となりますので、申告書を提出して下さい。

### ◆ 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法第386条及び糸満市税条例第75条の規定により過料が科されることがあります。

なお、不申告者の方には、所得税及び法人税に関する書類について閲覧を行い償却資産の内容を確認させていただくことがあります（地方税法第354条の2）。

また、虚偽の申告をされた場合には、同法第385条の規定により、罰金が科されることがあります。

### ◆ 調査協力をお願い

申告受理後、地方税法第353条及び第408条に基づき、実地調査を行なうことがあります。その際にご協力をお願い致します。また、実地調査に伴って申告漏れ等の資産があった場合、追加申告をお願いすることがありますのであらかじめご承知下さい。

### ◎ 申告書を提出される前に確認をお願いします。

- 連絡先は記入されていますか？
- ご捺印されていますか？
- 個人番号又は法人番号は記入されていますか？
- 「15 資産所在地」「16 借用資産の有無（貸主の名称）」欄は記入されていますか？
- 増加資産の耐用年数は記入されていますか？
- 減少資産の「減少の事由及び区分」は記入されていますか？
- （電算処理方式の場合）全資産の種類別明細は添付されていますか？
- （控えのご返送をご希望の場合）切手を貼った返信用封筒を同封していますか？

# V 償却資産申告書の記入例

第二十六号様式（提出用）

平成 31 年 1 月 日 平成 31 年度

受付印 (あて先) 糸満市長 様

## 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード 123456789

7～13 は該当する方を○で記入してください

昨年度の資料からわかるのであれば記入してください

所有者	1 住所	901 - 0392	3 個人番号又は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無
	2 氏名	株式会社 いとまん	4 事業種目	金属管加工業	9 増加償却の届出	有・ <input type="radio"/> 無
資産の種類	取得価額		5 事業開始	平成14年 5月	10 非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無
	1 構築物	1,000,000	6 この申告に 応答する者 の係及び氏名	糸満太郎 (電話 098-840-8128)	11 課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無
	2 機械及び装置	2,400,000	7 税理士等 の氏名	糸満花子 (電話 098-840-8153)	12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無
	3 船舶		13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法	14 青色申告	<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無
4 航空機		15 糸満市内における事業所等資産の所在地		① 糸満市潮崎町1丁目10番地		
5 車両及び運搬用具		16 借用資産 (有・無)		貸主の名称等		
6 工具、器具及び備品	1,000,000	17 事業所用家屋の所有区分		自己所有・借家		
7 合計	4,400,000	18 備考(添付書類等)		該当する箇所を○で記入してください		

個人について、住民登録地、法人の場合は経理事業所の所在地を記入してください。

個人番号又は法人番号  
国税庁又は市役所から送付された通知カードによる法人番号(13桁)又は個人番号(12桁)を記入してください

この箇所は記入しなくてもいいです。(ただし、自社の電算処理にて全資産申告を行っている事業所等については、記入してください)

廃業、解散等の場合は、その申告が必要で。この備考欄に廃業等年月日も記載してください。

平成 31 年度

年号  
3 昭和  
4 平成

### 種類別明細書(増加資産・全資産用)

第二十六号様式別表一(提出用)

※ 所有者コード		所有者名		1 枚のうち											
123456789		株式会社 いとまん		1 枚目											
行番号	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			(イ) 取得価額	耐用年数	※ 減価残存率	※ (ハ) 価額	※ 課税標準の特例		※ 課税標準	増加事由	摘要
				年号	年	月					率	コード			
01	1	駐車場アスファルト舗装	1	4	25	2	2,800,000	10	0.794	792,598		792,598	1		
02	2	溶接機	1	4	25	3	400,000	9	0.774	98,557		98,557	1		
03	6	クーラー	1	4	25	4	155,400	6	0.774	19,034		19,034	1		
04	6	コピー機	1	4	24	4	370,000	5	0.651	19,034		19,034	2		
05	6	応接セット	1	4	24	5	546,450	8	0.750	85,099		85,099	3	那覇市より移動	
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
小計							4,271,850					14,408			

**資産の種類**  
1 構築物、建造物等  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具器具及び備品

**取得価額**  
圧縮資産等についても実際の取得価格を記入

**耐用年数**  
減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表の耐用年数を記入

**増加事由**  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 移動による受入れ  
4 その他

この箇所は記入しなくてもいいです。(ただし、自社の電算処理にて全資産申告を行っている事業所等については、記入してください)

1 この箇所は記入しなくてもいいです。14,408

注意:「増加事由」・・・1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他 のいずれかを選択してください。

平成 31 年度

※	所有者コード
	123456789

### 種類別明細書(減少資産用)

所有者名	1	枚のうち
株式会社 いとまん	1	枚目

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 番 号 (抹消コード)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要
					年 号	年	月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部		
01	2		切断機	1	4	15	7	100,000				2	1		
02	2		切断機	1	4	20	2	100,000				3	2		取得価格200,000円(数量2台)の 1台を那覇市へ移動
03															
04															
05															
06															
07															
08															
09															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
				小計					200,000						

償却資産課税台帳「種類別明細書」の資産番号をご記入ください

空欄でもかまいません

空欄でもかまいません

該当する数字を選択してください

該当する数字を選択してください

第二十六号様式別表二(提出用)

